

2024年10月～ 特定適用事業所 に向けての説明

2024年10月からは、51人以上社保加入者がいる
中小企業が対象となる特定適用事業所とは…
要件を満たせば**労働時間が短い方でも社会保
険に加入する**ように制度が変更になります。



2か月以上働くことが見込まれる

残業代と通勤費等を除いた**賃金が1か月8万8,000円以上**

週20時間以上勤務（雇用保険に加入）している)

学生ではない

全てに当てはまるかたはご家族の扶養をはずれ
て、**ご自分で健康保険・厚生年金に加入
することになります。**

社会保険加入したらどんなメリットがあるの？



将来受け取る年金額が上乗せされます

傷病手当金（健康保険から出る仕事ができず休んでいる期間の手当）
が支給されます

※支給には条件があります

出産手当金（健康保険から出る仕事ができず休んでいる期間の手当）
が支給されます

※支給には条件があります

年齢によって健康診断等、健康保険のサービスが受けられます

毎月の給与から健康保険料・厚生年金保険料が控除されます

国の制度として、上記全て当てはまる方は**社保加入義務**が生じ、
加入しない場合は、勤務時間の変更（短縮）が必要となります。
園の状況を踏まえつつ、皆さまとより良い就業時間をご相談させて
頂きますので、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。



←詳しくは厚労省の特設サイトまで



労務を変えれば保育が変わる
保育労務専門サイト

保育イノベーション



Q 今、家族の扶養に入っているけど、社会保険に入らなきゃいけないの？

A 国の定めた規定により対象になる方は家族の扶養からは抜けて、新たに自身で社保加入対象となります



Q 毎月どれくらい社会保険料を引かれるの？

A 正確な金額は個人ごとに異なりますが、月収（交通費込み）¥100,000の方ですと健康保険料と厚生年金保険料の合計で¥14,000/月程度 になります（40歳未満の場合）

今お使いの保険証ここをチェック！

Q 社会保険に加入するといいことあるの？

A 病気で仕事ができない期間について「傷病手当金」として、ざっくり給与の2/3を支給されます。また、出産で仕事ができない期間について「出産手当金」の支給もあります。（細かい支給条件がありますので、詳しくは協会けんぽもしくは健康保険組合のHPをご確認ください）

Q 将来の年金はいくら増えるの？

A 正確な金額は個人ごとに異なりますが、月収¥88,000の方ですと1年間の加入で月額¥450（年額¥5,400）×終身 増えます。加入期間が長ければ受け取る年金額は増えます。詳細は厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイトをご確認ください。

Q 私と同じような勤務時間でも、他の園（法人）で働いている人は加入していない。なんで私は入らなきゃいけないの？

A 2017年4月～は従業員（社保加入者）501名以上の会社が、2022年10月～は101名以上の会社、そして2024年10月からは51名以上の会社が対象となり、**いずれほとんどの方が社保加入となります**。早く社会保険加入をする分、将来の年金額は多くなる制度となっています。

2024年10月～パート職員の働き方

月収88,000円（通勤費別）を超えて社保加入する働き方

例）各社で変更してご使用ください

パターン1：7時30分～のシフトに週3回以上入ることができ、月に90時間以上勤務できる保育士

パターン2：～19時30分のシフトに週3回以上入ることができ、月に90時間以上勤務できる保育士

パターン3：パターン1・2の要件を満たさないが、経験年数〇年以上、月に90時間以上勤務できる保育士
※ただし、開け・閉め・土曜シフトに月に2回以上は入る必要がある

パターン4：週4回以上、〇時～〇時（月90時間以上）のシフトの入ることができる、調理担当者

月収88,000円（通勤費別）未満で社保・雇用保険に入らない働き方※**雇用保険は喪失**します。

例）各社で変更してご使用ください

月に87時間未満の労働契約の場合には、職種を問わず社保・雇用保険には入らない働き方となります。

開け・閉め・土曜日勤務が全くできない条件の場合
→2024年10月からは月80時間未満の労働時間と条件変更を行い、雇用保険を喪失します。

2024年10月以降は、社保に加入せず雇用保険のみに加入する働き方は、制度上選択できません。

※当社ではパート職員の皆様の公平性を保つために、**原則として、開け・閉め・土曜日のいずれかのシフトに入っていただくことを基準に**社会保険・雇用保険加入について労働条件を整えてまいります。（ただし、各園の職員状況により例外あり）

2024年10月からのパート職員働き方意向調査票

所属園：

名前：

保有資格：

1) または2) のどちらかを選択してください。
その後、矢印に従って回答してください。

1) 2024年10月からの働き方は

社会保険・雇用保険に**加入する**働き方を希望します。



その場合、前ページのパターン

1 2 3 4

その他

()
の働き方を希望します。



具体的には、次の時間帯の働き方を希望します。

月 (時 分～ 時 分)

火 (時 分～ 時 分)

水 (時 分～ 時 分)

木 (時 分～ 時 分)

金 (時 分～ 時 分)

土 (時 分～ 時 分)

2) 2024年10月からの働き方は

社会保険・雇用保険に**加入しない**働き方を希望します。



具体的には、次の時間帯の働き方を希望します。

月 (時 分～ 時 分)

火 (時 分～ 時 分)

水 (時 分～ 時 分)

木 (時 分～ 時 分)

金 (時 分～ 時 分)

土 (時 分～ 時 分)

その他、備考を記載ください。

この意向調査をもとに、面談を実施して労働条件を決定します。